

グループ補助金 資材等価格高騰対策に係る交付基準チェック表

大分類	小分類	基 準	内 容	確 認	備 考
1 対象者		グループ補助金の交付決定後、資材価格等高騰により補助事業の着工(施設工事業者との契約)ができていない被災事業者(補助事業未着工及び一部着工済みの事業者)。	着工とは、施設工事業者との契約が存在していることを示すものとする(原則として、増額の手続きは一事業一施設につき1回までとする。)。	Yes ・ No	
2 補助対象要件	1 要因	自己都合ではなく、他律的な要因により当初交付決定翌年度までに事業完了できていないこと。	原則として事故繰越しの類型(1~13)の事象の発生を想定。	Yes ・ No	類型:
	2 完了見込	資材高騰等の高騰分を追加交付決定することで、追加交付年度内に着工・事業完了が原則として確定であること。	通常の公募のタイミングに合わせて毎回行うことを想定(1回限りのものではない。)。	Yes ・ No	完了予定日 (年度内)
	3 適切な計画	交付決定から時が経過していることを踏まえた、事業者にとって適切な補助事業計画であることが認定支援機関に確認されている(必要に応じて補助事業計画が縮小等により適切に変更されている)こと。	事業者にとって過剰投資でないこと。 補助事業計画の見直し(縮小)もあり得る。	Yes ・ No	見直しの有無 □有 ・ □無
3 補助対象経費	1 補助対象部分	施設費の未着工(未契約)部分を対象とする(増額計画変更承認後に契約する施設の復旧費用が補助対象)。	契約済みだが工事は始まっていない部分は対象外。	Yes ・ No	確認書類等:
	2 補助対象経費	施設費の増額により従前の補助対象経費総額から1割超以上増額した部分を対象とする(1割分は自己負担とする)。	増額計画変更申請に際して補助事業計画の見直しによる事業規模の縮小等により一部の補助事業対象経費が減額した場合は、減額分も施設費増額分と併せて補助対象経費総額に反映することとする。 交付決定後に計画変更をしている場合は変更承認された補助対象経費を、再交付をしている場合は再交付された補助対象経費を含めた総事業費を「従前の補助対象経費」とする。 より効率的な補助金執行のため、複数事業者からの見積書を添付することとする。	補助対象経費総額の確認 高騰後の総額 > 現在の総額の1.1倍 Yes ・ No 見積書の確認 □ 初回交付決定時の施設費に係る見積書 □ 施設工事予定者の見積書 (複数業者で申請日の3ヶ月前以内のもの)	
	3 上限額	施設費の増額は6割を上限とする。		施設費の確認 高騰後の施設費 ≤ 現在の施設費の1.6倍 Yes ・ No	

注1) このチェック表の全ての項目が確認されていても、計画変更申請が必ず承認されるとは限らない。

注2) このチェック表の全ての項目が確認されていても、計画変更申請額が全額交付されるとは限らない。